

第6章 両史跡等の本質的価値

6-1 両史跡の価値

ここでは両史跡の本質的価値を整理して掲げる。史跡の本質的価値とは、史跡自体が有している多様な価値の中で、史跡指定に値すると評価される価値であり、指定理由に掲げられている事項に代表される。特別史跡斎尾廃寺跡については古代寺院の伽藍地の立地や堂塔の遺構・遺物の特徴等から、史跡大高野官衙遺跡については八橋郡衙を構成する正倉院等の立地や遺構・遺物の特徴等から、それぞれ抽出される価値である。

両史跡は、そうした主要な価値以外にも、同時期の二つの史跡が近接して存在し、かつ、互いに間近に望める地にあるという立地特性や歴史的関連性などから導き出される価値もある。また、斎尾廃寺や八橋郡衙が成立する前及び廃絶後の時代の遺構・遺物、史跡を取り巻く諸環境等から導き出される価値も有している。それらは史跡の主要な価値を高めたり、それを歴史の流れの中に位置づけたりするうえで、また、史跡の活用の幅を広げるうえで意味を持つ。ここでは、こうした史跡の付加価値とも言える事項についても、「副次的価値」として整理し掲げることとする。なお、「上齊尾」等の地名から推測される副次的価値についてはここでは省略し、8-3各地区の構成要素の中にその地名を掲げることとする。

6-1-1 特別史跡斎尾廃寺跡の価値

① 主要な価値

(ア) 遺存状態が良好な古代の寺院遺跡

一般に古代寺院の堂塔の基壇は削平されていることが多く、地下に残存する建物等の痕跡が発掘調査によって確認されるのが通常である。それに対して、斎尾廃寺跡は、塔と金堂の基壇が高さ1.1~1.3mほどの土壇状の高まりとして地上に遺存する稀有な遺跡であり、土壇上に残る礎石から建物の平面形式や規模もある程度判明する。講堂についても、土壇状の高まりは見られないものの、礎石の多くがほぼ原位置で地表に残存しており、建物の平面形式や規模を復元することができる。このように、古代地方寺院の主要堂塔の遺構を地上から視認できる点で、極めて貴重な遺跡である。また、地下には基壇あるいは建物の基礎部分を構成する遺構そのものが遺存していることは確実であり、寺院関連遺物の埋蔵も想定されるなど、地上及び地下に古代寺院の遺構・遺物が良好に残存している遺跡であることも特筆される。

(イ) 山陰道（山陰地方）では唯一の法隆寺式の伽藍配置をとる寺院

良好な状態で保存されている金堂・塔・講堂の遺構から、7世紀後半代に造営された地方寺院の伽藍地の様相を知ることができる。古代の地方寺院は、塔の西に金堂を配する法起寺式伽藍配置をとるものが多い。しかし、斎尾廃寺は、西に塔、東に金堂、金堂の北に講堂を置いていることが判明している。こうした法隆寺式伽藍配置をとる寺院は、伯耆国には他に例が無いのみならず、山陰道（山陰地方）でも唯一の例として注目される。その特徴的な伽藍配置は、斎尾廃寺の性格や当地域の歴史的特性、畿内勢力との関係などを探るうえで貴重な手がかりとなる。

(ウ) 特徴的な軒瓦の組み合わせ

齋尾廃寺跡からは多数の瓦類が出土している。そのなかで、創建時の軒瓦は紀寺式の軒丸瓦と法隆寺式の軒平瓦との組み合わせとなっており、他の地方寺院にはみられない特徴を有する。また、他にも5種の軒丸瓦と4種の軒平瓦が出土している。その多くが8世紀代のものである。中には伯耆国分寺所用瓦と同じ型式が含まれ、そこに、伯耆国府との関連をうかがうことができる。こうした知見は、齋尾廃寺の造営における意匠・技術の導入や資材調達のあり方の究明など、古代寺院跡研究に大きく資するものと言える。

(エ) 堂内荘厳の様子を明らかにする塑像・埴仏などが出土

齋尾廃寺跡からは、仏頭等の塑像断片や埴仏が出土している点も注目される。こうした遺物は堂内に安置された仏像の構成や堂内荘厳の様子を明らかにする手がかりとして重要である。また仏教美術研究においても貴重な資料であり、八橋郡地域に花開いた仏教文化の様相をうかがわせる資料としても高い価値を持つ。

(オ) 立地場所を把握しやすい地形

齋尾廃寺は、段丘台地上に位置しており、ここからは古代の八橋郡の大半を望見することが可能である。そうした周辺地域から目に付く場所を選んで造営されているという、立地環境の特徴を把握しやすい寺院跡であるという点でも注目される。

(カ) 郡衙と関わりの深い寺院

齋尾廃寺跡ではこれまでの調査で「八寺」と書かれた墨書土器が出土している。古代の地方寺院には、文献史料や墨書土器等から郡名を付した寺院があったことが明らかになっている。こうした古代寺院は郡衙の周辺に所在するものが多い。齋尾廃寺跡から出土した「八寺」の墨書土器も「八橋寺」が略されたものと考えられ、郡名を付した寺院であったとみられる。また、八橋郡衙の正倉院と考えられる大高野官衙遺跡と隣接しており、齋尾廃寺が八橋郡衙と密接な関連を持っていた寺院であったこともうかがえる。

② 副次的な価値

(ア) 寺院造営主体と八橋郡司との関係を示唆（両史跡共通・一体としての価値）

齋尾廃寺は同時併存した八橋郡衙正倉院と指呼の間にあり、この寺院の造営主体と八橋郡衙正倉を造営した郡司層との密接な関係を示唆する遺跡として歴史的価値がある。

(イ) 良好な景観に囲まれた史跡

他の史跡では現代の構造物が視界を遮ることが多いが、齋尾廃寺跡ではそれが少ない。齋尾廃寺跡に立つと、広大な段丘空間・農地景観が広がり、中国地方最高峰の大山の秀麗な山容を望むことができる。そうした良好な景観に囲まれており、古代景観などを想定しやすい立地条件を備えている点で貴重である。

(ウ) 文化財保護の歴史を示す史跡の管理方法

斎尾廃寺跡の史跡指定は昭和10年(1935)、特別史跡指定は昭和27年に遡る。その史跡指定に伴い、史跡標識や遺構の名称石碑が指定地内に設置され、現存している。名称石碑は基壇遺構直上に据え置かれたり、遺構が不明確な場所にも置かれたりするといった問題があるものの、半世紀以上前の段階において、遺跡の所在地やその範囲、遺構の性格がどのように明示されたかなど、かつての史跡管理のあり方の一端を伝える資料として注目される。

6-1-2 史跡大高野官衙遺跡の価値

① 主要な価値

(ア) 遺存状態が良好な正倉院等の遺構

倉庫群や外周区画溝などの遺構が良好に遺存している。特に、西部の礎石建ち正倉列などでは、礎石の多くが露出した形で残存している点で希有な例である。

(イ) 正倉院の構造・変遷や郡衙による^{えいこくしゅうしゅ}穎穀收取の実態を知ることができる遺跡

大高野官衙遺跡は、律令国家の地方支配において田租や公出挙の穎穀等を収納した伯耆国八橋郡の正倉院跡である。穎穀の保管に適した台地上に立地し、溝をめぐらした方形区画内に総柱の高床倉庫群が、整然と並んでいる。その高床倉庫にはほぼ同一位置で建て替えられているものが少なくないことも判明している。礎石建ち高床倉庫の中には、飢饉などの際に天皇の恩徳として支給される稲穀を納めた「法倉」の可能性のある大型の建物もみられる。掘立柱建物としては、総柱高床倉庫のほかに、穎稲を収納した「屋」とみられる大型の側柱建物も確認されている。

このように、当史跡は、正倉院の構造や変遷、郡衙における穎穀收取や収納・保管の実態を知ることができる貴重な遺跡である。また、一部の正倉跡から出土している炭化穀類は、正倉収納物を具体的に知ることのできる資料として重要である。

(ウ) 在地社会の政治情勢を探る手がかりとなる正倉火災

SB03・08・09の周辺からは炭化穀類が出土しており、SB08・09では被熱痕のある礎石も見られ、正倉の一部が火災で焼失したことが判明している。この火災は史料に見える「神火」にあたる可能性が高い。この神火は、当初は神の祟りなどによるものとみられていたが、やがて、税横領の隠蔽や対立勢力による現任郡司の排斥などを目的とした放火であったと政府に見抜かれることになった。この神火は史料的には関東諸国の例が多いが、当史跡における正倉火災痕跡は西日本の当地域でも神火が起きていたことを示唆する考古資料であり、郡司層の政治的動向を反映する資料として重要である。

(エ) 正倉造営の土木工法や正倉の平面構造などを解明できる資料

総柱礎石建物は、関東以北では掘込地業などの基礎地業を伴う例が多いが、当史跡の場合には、明確な掘込地業が施されていないという特徴がある。西部の総柱礎石建物群では、掘立柱から礎石建ちへと建て替えている。これら礎石建ち倉庫のほとんどは、正倉の倉に典型的な3×3間と4×3間の平面形式をとっている。

こうした礎石建ちの正倉群は、西日本における正倉の発見例としては数の少ない貴重な資料である。また、法倉の可能性のある大型の礎石建ち正倉(SB01先行)は、7世紀末ないし8世紀前

葉には造営されていた可能性があり、いち早く礎石建ちとされた正倉としては全国的にも例が少ない貴重な資料である。

(オ) 段丘上に立地する正倉

大高野官衙遺跡は段丘上に立地しており、倉庫令の「凡倉 皆於高燥処理之」という規定通り、防湿に適した高燥の地を選んで造営された様子をうかがうことができる。

② 副次的な価値

(ア) 正倉造営時の歴史的背景を探る手がかり

正倉院外周南辺区画溝の南外側に近接した位置では大高野4号墳が検出されている。この古墳は、正倉院造営の際に破壊されず残存していることから、郡司層と関わりのある豪族の墓として意図的に残された可能性もあり、正倉造営の歴史的背景を探るうえで留意すべき資料である。

(イ) 郡衙と寺院とが両輪となった郡内支配を示唆（両史跡共通・一体としての価値）

大高野官衙遺跡は齋尾廃寺跡と谷を挟んで350m余りの短距離で対峙する位置にあり、郡衙正倉院と寺院が密接な関係を持って併存していたことを示しており、寺院の中心的な檀越（施主・支援者）と郡司との密接な関係を示唆するとともに、寺院と郡衙とがセット関係をなし、政治的支配の拠点である郡衙と、郡内の精神的統合の象徴としての側面を持つ寺院との連携により郡内支配が遂行されたことをうかがわせるものとして貴重である。

(ウ) 眺望に優れた景観（両史跡共通・一体としての価値）

大高野官衙遺跡は、西方にある官衙施設とみられる下斉尾官衙遺跡や齋尾廃寺跡がある台地と谷を挟んで対峙しており、途中で遮るものがなく相互に視認性に優れている。このことは造営当時も、寺院の堂塔や官衙の建物群、そして正倉院の中央部に一際大きな法倉を要する倉庫群が林立する様は、互いに視対象となり、相互の関係性を如実に物語る景観であったと思われる。

こうした互いに指呼の間に望むことができる景観は現在にも継承されており、遺跡立地の背景を知らしめるものとなっているとともに、360度視界が開ける眺望優れた地となっている。

(エ) 正倉造営前の様相を示す遺構の存在

大高野官衙遺跡では、前述した大高野4号墳のほか、正倉院外周区画溝と重複する形で弥生時代終末期の竪穴建物が見つかっている。こうした遺構から、正倉院造営前のこの地の土地利用の変遷などを知ることができる。

(オ) 八橋往来（街道）の存在と路線の移動を示す

江戸時代に利用された八橋往来は、八橋、金市、伊勢野、斉尾、下種、国分寺、倉吉を結ぶ道である。指定地内では正倉院跡の北西角から南東部にかけて縦断する形で現存している。発掘調査では、この現存する道の東に並行する形で、それ以前の道路遺構を検出した。現存する道は江戸時代以来利用されてきたもので、検出された道路遺構も江戸時代の遺構と考えられ、路線の変遷を示している。

なお、指定地西側谷部の水路に架かっていた八橋往来の石橋が指定地内に移設され仮置きされている。移設物ではあるが、街道に関わる江戸時代の歴史的工物として貴重である。

6-2 史跡隣接地区の価値

ここでは、史跡の本質的価値に準じて、史跡隣接地区について、史跡と直接的に関わる主要な価値と、その付加価値的な意味を持つ副次的価値について整理する。なお、「斉尾」「伊勢野」「駕籠据場」等の地名から導き出し得る各地区の副次的価値についてはここでは省略し、5-2 史跡隣接地区の現況と課題、8-3 各地区の構成要素にその地名を掲げることとする。

6-2-1 指定地外の斎尾廃寺跡の価値

① 主要な価値

(ア) 広大な寺院地の全域が遺存

これまでの発掘調査により、南北約250m、東西約160mの広大な寺院地が明確になっている。寺院地の判明している例が少ないことに加え、斎尾廃寺跡の場合、その大部分が畑地として保存されている点で貴重である。寺院地内はほとんど調査されていないが、築地塀かと推定される土塁状遺構の痕跡を地表面に一部留めているなど、遺構の保存状態は良好とみられる。今後の発掘調査で僧房や寺院を維持経営する諸施設などの遺構が検出される可能性が高く、地方寺院の全貌解明が期待でき、学術的価値が極めて高い遺跡である。

(イ) 伽藍地の一部が遺存

中門の一部や回廊などが指定地外に存在している可能性が高く、伽藍地の全貌を明らかにするうえで不可欠な遺跡である。

(ウ) 寺院の存続時期及び寺院地の範囲や施設の性格等を解明しうる遺物を包含

土器類や瓦類などにより、寺院の存続時期などを探ることができるとともに、「東房」の墨書土器などにより、検出された施設の性格や付属院地での活動のあり方などを解明しうる。

また、指定地外からは「八寺」とかかれた墨書土器が出土するなど、寺院地が指定地外に広がることを示している。

(エ) 寺院の立地場所を示す地形

6-1-1 で述べたことと同様、段丘台地部の畑地に位置しており、斎尾廃寺の立地場所の特徴を把握しやすく、また、伽藍地と寺院地との位置関係も視認しやすい。

② 副次的な価値

(ア) 文化財保護行政の歴史を示す境標石碑の存在

昭和27年(1952)の特別史跡指定の後の昭和38年に、地域住民の請願をきっかけとして旧東伯町が設置した4基の境標石碑が存在している。南北約130m、東西約112mの範囲の四隅を表示する形になっている。この四隅の地点を結ぶラインにはかつて高さ30cm、幅2m程の土塁状の高まりが連なっており、これが寺院地ないしは伽藍地を囲む施設であると推測されていた。その遺構の位置を明示し後世に伝えるために、この境標石碑が設置されたとみられる。

この境標石碑は指定地外に位置するが、指定地外の土地においても、当時推測した寺院地の範囲を明示して注意を喚起する措置がとられたことを示すものであり、半世紀前の遺跡保存行政の

あり方の一端を伝える資料として注目される。

(イ) 寺院造営主体と八橋郡司との関係を示唆

6-1-1で述べたことと同様、斎尾廃寺の寺院地は八橋郡衙正倉院と指呼の間にあり、この寺院の造営主体と八橋郡衙正倉を造営した郡司層との密接な関係をうかがえるという立地上の特性がある。

(ウ) 良好な景観に囲まれた遺跡

6-1-1で述べたことと同様、良好な景観に囲まれた遺跡であり、斎尾廃寺の存在した当時の周辺の様相を想定しやすい。

(エ) 斎尾廃寺成立前の様相を示す遺構

斎尾廃寺の寺院地南辺外周区画溝の外側には、斎尾古墳群の6号墳と7号墳が隣接して遺存している。これらは寺院造営時の周辺状況の様相を知る手がかりとなる遺構である。

6-2-2 下斉尾官衙遺跡の価値

主要な価値

(ア) 郡衙と密接に関わる官衙施設の存在

下斉尾1号遺跡A地区南部の下斉尾官衙遺跡では、掘立柱建物やその敷地を区画する溝の一部が検出されている。その建物規模や同一位置での建て替え、区画溝の掘削方法の特徴などから、これらは主要な官衙ブロックの東北部を構成する施設とみられる。この官衙の性格は未定であるが、八橋郡衙正倉院である大高野官衙遺跡の縁辺では、主要な官衙施設が確認されていないことも考慮すると、郡庁、館、厨家、その他の部署のいずれかに相当する可能性がある。また、正倉院とは谷を挟んで少し離れた場所に立地していることは、倉から50丈以内には他の館舎を設けてはならないとする、倉庫令の規定が遵守されたことを示している可能性もある。いずれにしても、八橋郡衙と密接に関わる官衙施設であり、今後の調査によって、その性格が判明し、八橋郡衙諸施設の配置の特徴を解明することも期待できる貴重な遺跡である。

(イ) 斎尾廃寺との密接な関係を示唆する施設

官衙ブロックは、その敷地の規模は不明であるものの、斎尾廃寺の寺院地の北側に隣接するように設けられていたとみられ、寺院とも密接な関係をもって造営された施設であったことがうかがえる。今後の調査で両者の関係を解き明かしていくことも期待でき、斎尾廃寺の性格や造営主体のあり方を考えるうえでも重要なカギを握る遺跡と言える。

(ウ) 官衙ブロックの立地場所を示す地形

官衙ブロックが段丘台地部を選んで立地していることを示す地形が遺存しており、斎尾廃寺と同じ段丘上に位置し、正倉院とは東側の谷を挟んで対峙しているという立地状況を把握することができる。

6-2-3 指定地外の大高野遺跡の価値

① 主要な価値

(ア) 祭祀場の存在

大高野遺跡の南部地区で検出した4号土坑では、底面の四隅から土師器の完形杯が1点ずつ出土し、そのうち2点には底部外面に「福」と墨書されていた。そうした遺物の出土状況から、この土坑は祭祀に用いられた土坑とみられ、郡衙との関わりも想定しうる祭祀場として注目される。

(イ) 郡衙関連遺構の所在が推定される

現在のところ、指定地外の大高野遺跡の確認調査では、確かな郡衙関連遺構は未確認であるが、西方の下斉尾1号遺跡A地区北部と東方の水溜り・駕籠据場遺跡で検出されている古代官道とみられる道路遺構を繋ぐと、その推定路線は史跡大高野官衙遺跡指定地の北側を通ることになり、その道路遺構が検出される可能性が高い。

② 副次的な価値

(ア) 郡衙正倉の成立前の様子を示す遺構の存在

大高野官衙遺跡指定地の南側には、6世紀後半から7世紀前半にかけての大高野古墳群が存在する。また、指定地の北側では6世紀末の堅穴建物、土坑墓、落とし穴とみられる土坑などが確認されている。これらの遺構により、正倉院造営前の周辺地区の様相を知ることができる。

(イ) 八橋往来の道路遺構の存在

大高野遺跡の南東部では、指定地内から続く八橋往来の道路遺構が検出されており、江戸時代の交通路の様相を示す資料として、また、当地域における交通路の路線設定のあり方を検討する資料としての価値を有している。

6-2-4 下斉尾1号遺跡北区（斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡を除く）の価値

① 主要な価値

(ア) 主要交通路と郡衙との関係を解明する手がかり

下斉尾1号遺跡A地区の北部では古代道路の側溝と推定される溝が検出されている。この道路幅員は約9mを測り、下斉尾官衙遺跡の北東部近くに向かう走向を示している。この道路は屈曲して正倉院方面に向かい、水溜り・駕籠据場遺跡で見つかっている道路遺構に繋がる可能性が高い。このことから、この道路は郡衙を経由する官道であった蓋然性が高い。こうした郡衙と結節する官道とみられる遺構の発見は山陰地方では希有である。このように、郡衙と交通路との密接な関係を具体的にうかがうことができる遺構として重要な価値を有している。

(イ) 斎尾廃寺や郡衙との関わりを示唆する遺物

斎尾廃寺寺院地北東方に位置するトレンチでは「厨」と書かれた墨書土器が出土している。郡衙か斎尾廃寺のいずれかに所属する食器であることを示したものと考えられ、食事供給のあり方をはじめ、寺辺地や下斉尾官衙遺跡の官衙ブロックとの関係を探るうえで、重要な遺物である。

② 副次的な価値

下斉尾官衙遺跡の官衙施設成立前の周辺の様子を示す遺構

下斉尾1号遺跡A地区の面的調査地では、弥生時代後期後葉の集落跡や古墳時代後期の古墳などが検出されている。また、斎尾廃寺寺院地北側には隣接して斉尾1・2号墳などが存在する。こうした遺構等から、下斉尾官衙遺跡の官衙ブロックが成立する以前の歴史をたどることが可能で、官衙成立前の周囲の様相や喪葬のあり方を探る手がかりも得ることができる。

6-2-5 下斉尾1号遺跡南区の価値

奈良時代の集落跡の存在

斎尾廃寺寺院地の南側に位置する下斉尾1号遺跡南区では、試掘調査で奈良時代後半の竪穴建物、掘立柱建物、溝、土坑等の遺構が確認されており、当地に斎尾廃寺跡や大高野官衙遺跡と同時期の集落が展開していた可能性を示している。

また、当地区では、弥生土器などが出土しており、斎尾廃寺造営以前の周辺の土地利用の状況を探る資料も得られている。

6-2-6 水溜り・駕籠据場遺跡の価値

① 主要な価値

(ア) 郡衙と関わる集落跡の存在

大高野官衙遺跡の東側に位置する水溜り・駕籠据場遺跡では、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物で構成される集落跡が検出されており、墨書土器も出土している。これらは、郡衙正倉院に隣接する集落の様相・性格等を究明するうえで重要な資料となる。

(イ) 古代官道とみられる道路遺構の発見

当遺跡では、官道の側溝とみられる2条の溝も見つかっている。郡衙を経由する官道の遺構としては山陰地方では数少ない貴重な例であり、郡衙と交通との関わり、古代交通路の路線やその設定計画のあり方などを明らかにするうえで貴重な調査成果といえる。

② 副次的な価値

奈良時代の集落が営まれる前の様相を知る手がかり

水溜り・駕籠据場遺跡では、前述した奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物群のほか、弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけての竪穴建物や掘立柱建物が見つかっている。一方、周辺遺跡に存在する古墳時代後期古墳は当遺跡では確認されていない。こうした各時代の遺構の有無から、正倉院造営前のこの地の土地利用の状況などを知ることができる。

6-2-7 伊勢野遺跡の価値

① 主要な価値

(ア) 郡衙・寺院と関わりのある豪族居宅の可能性を示す遺構の存在

斎尾廃寺跡西方に位置する伊勢野遺跡では試掘調査が行われ、古代の遺構として大型の柱掘方を伴う5×3間の大型の掘立柱建物が検出されている。遺跡の所在位置からみて、ここに郡衙や斎尾廃寺の中心的施設があったとは考えにくいことから、この遺構は、寺院を支えた檀越・郡領等の居宅施設の一部にあたる可能性がある。今後の調査によって、建物配置等の全容を明らかにすることによって、寺院・郡衙と在地豪族との関わりを解き明かすことが期待できる遺跡として重要な価値を有する。

(イ) 郡衙と関わる集落跡の存在

伊勢野遺跡では、奈良時代の竪穴建物も検出されており、奈良時代の集落が展開していた可能性がある。これは、寺院や郡衙の特徴をより明確にするための対比資料として貴重である。

② 副次的な価値

郡衙・寺院の成立前の歴史をたどる手がかり

伊勢野遺跡では、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての竪穴建物が見つかっており、古墳時代以前からのこの地域の歴史、土地利用のあり方をたどる手がかりとなる。

6-2-8 その他の遺跡の価値

(ア) 郡衙・寺院の成立前の歴史をたどる手がかり

斎尾廃寺跡、下斎尾官衙遺跡、大高野官衙遺跡、伊勢野遺跡の周辺には、斎尾古墳群、塚本古墳群が存在している。調査が行われた塚本7・8号墳は、横穴式石室を主体部とする古墳時代後期の円墳であり、6世紀後半から7世紀前半に築造されたものである。斎尾古墳群もほぼ同じ頃に築造された10～20m前後の円墳を中心とした古墳群である。

これらの古墳群は、やや時期的に先行すると考えられる八橋狐塚古墳（前方後円墳：62m）や、別所古墳群に代表される八橋・赤碕エリアの古墳群より規模等において劣ることは明らかであり、後に斎尾廃寺の檀越、八橋郡司となるような在地氏族の奥津城との関連性を考えるうえで、また、この地域に斎尾廃寺や八橋郡衙が設置された歴史的背景を探るうえで重要な資料と言える。

(イ) 遺跡存立の背景を想起させる良好な景観

史跡隣接地区は、この北側に向かって緩やかに傾斜する台地と、その間の埋没谷に由来する南北方向の帯状の低地部からなっている。各時代の遺跡はこの台地部分に位置している。現在では、遺跡のある台地上は芝畑等を中心とする畑地や集落となり、低地は主に水田耕作地となっており、地形に即した土地利用がなされている。八橋郡衙や斎尾廃寺が廃絶した後は、土地開発等による大規模な地形改変が行われることなく、扇状地や開析谷によって形成された地形が保たれ、かつての斎尾廃寺や八橋郡衙の立地状況を推定しうる景観が残されている。また、視界を遮る構造物等が少ない広がりのある景観は、遺跡間の距離を視覚的に把握し易いという点でも特筆に値する。

6-3 史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域に所在する歴史文化遺産等の価値

(ア) 古代の歴史文化遺産等の存在

『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条にみえる山陰道「清水」駅は、琴浦町八橋の清水付近に比定されており、清水駅関連の遺構は未検出であるが、八橋郡内における山陰道の路線を復元する重要な手がかりとなっている。

『延喜式』兵部省「諸国牧」には「伯耆国 古布馬牧」がみえ、八橋郡古布郷に官営の馬牧があったと推定されている。また、「小右記」長元4年(1031)の条にみえる「伯耆国八橋郡八橋野牧」は、史跡隣接地区の南西約1～2km地点に位置する「八橋野」の字名が残る台地辺りに比定されている。

このほか、町内には、古代の遺跡として、森藤第1遺跡(集落跡)、大法廃寺跡などがあるが、その多くは両史跡や史跡隣接地区の周辺部に集中しており、当時の八橋郡の中心部が当地にあったことをうかがわせる。

こうした古代の歴史文化遺産等は、斎尾廃寺や八橋郡衙の八橋郡域内における位置づけ、その存立基盤、交通路との関係などを検討する資料として重要である。

(イ) 斎尾廃寺・八橋郡衙の成立前や廃絶後の歴史の流れを示す歴史文化遺産等の存在

町内には、旧石器時代以来の遺跡が点在しており、八橋郡地域の歴史の変遷をたどることができる。特に、斎尾廃寺や八橋郡衙が成立する前段階の古墳時代については、斎尾・大高野エリアに所在する古墳群に先行して、八橋・別所エリアに比較的大型の前方後円墳・前方後方墳がみられ、このエリアに大きな勢力があったことがうかがえる。一方、斎尾・大高野エリアには、史跡隣接地区にある古墳群やその北方に位置する槻下古墳群など、6世紀後半から7世紀前半にかけての小円墳を中心とした古墳群が存在する。多くの古墳が未調査であり詳細は不明であるが、こうした古墳分布のあり方は、斎尾廃寺・八橋郡衙の成立の歴史的背景や成立基盤などを考えるうえで重要な手がかりとなる。

斎尾廃寺や八橋郡衙の廃絶後の歴史文化遺産等としては、鎌倉時代との伝承をもつ槻下豪族居館や、居館の主と伝えられる岩野弾正坊が崇敬したという槻下神社が存在し、近くの加勢蛇川西岸には天照大御神を祭神とする方見神社が鎮座する。上伊勢・下伊勢など伊勢神宮関係の地名等も遺存しており、「東伯町誌」によれば、方見神社は江戸時代まで天照皇大神宮とよばれており、伊勢神宮と当地域との密接な関係を示唆する資料として注目される。

江戸時代において倉吉と米子を結ぶ倉吉往来(八橋往来)は、伯耆国府跡が所在する今の倉吉市国府から丘陵地帯(久米ヶ原丘陵)を縦断し、斎尾廃寺跡付近を通り、海岸部で伯耆街道と合流していた。大高野官衙遺跡ではこの八橋往来とみられる道路遺構が検出されており、下斎尾1号遺跡A地区や水溜り・駕籠据場遺跡では古代の官道と見られる道路遺構がこの八橋往来と近い位置で見つかっている。このように、古代以来の路線がほぼ踏襲され、江戸時代からは八橋往来として受け継がれてきたと推定できる。

こうした歴史文化遺産等によって八橋郡地域の歴史的展開を辿ることができ、両史跡はこれらと結びつけて理解することにより、その歴史的意義をより深く知ることができ、その価値が一層高まる。

(ウ) 律令国家の地方行政組織・仏教文化のあり方を示す遺跡

琴浦町の南東側に隣接する倉吉市には、斎尾廃寺や八橋郡衙正倉院と同時代の寺院や官衙の遺跡として、史跡伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）、史跡伯耆国分寺跡、白鳳期創建の史跡大御堂廃寺跡、平安時代の貞観9年(867)に造営された四王寺などが存在する。また、西方の米子市には白鳳期創建の史跡上淀廃寺跡が存在する。両史跡は、こうした伯耆国地域に所在する歴史文化遺産等と結び付けたり、比較したりすることによって、史跡としての価値が高まると言える。たとえば、大高野官衙遺跡は、伯耆国府跡等の官衙遺跡と関連づけたり対比したりすることによって、律令国家の国と郡との地方行政組織の相互関係や役割の違いなどを知ることができる歴史資料となる。また、斎尾廃寺跡は、伯耆国分寺跡や上淀廃寺跡などの寺院跡と比較することによって、伯耆国における古代仏教文化の姿、古代寺院としての共通性や寺格の違い、地域的特徴などを浮かび上がらせる文化遺産ともなり、それぞれが有する歴史的価値を一段と高めることが可能となる。